

[様式 2-1表]

第一種奨学金貸与月額変更願(届)(増額)

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、返還総額が増すことを理解したうえで、独立行政法人日本学生支援機構奨学金の貸与月額を下記のとおり増額することを願います。つきましては、返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)で確認し、誓約した内容に加えて、貸与月額の増額に係る一切の債務に関しても、確認書並びに返還誓約書(兼個人信用情報の取扱いに関する同意書)及び日本学生支援機構諸規定に定める取扱いに従うことを誓約します。

太枠線内及び必要事項は正確に、もれなく記入し、学校に提出してください。

奨学生番号、学籍番号、提出日、生年月日、フリガナ、氏名(自署)の記入欄

※本人氏名の押印欄は、「変更後の借用金額」を訂正する場合のみ必要です。
※訂正を行う場合は、訂正箇所(に二重線を引いて、はっきりと読み取れるよう)に、訂正箇所の直近余白に書き直してください。なお、下記の2つの箇所を除いて、訂正印は不要です。
①「変更後の借用金額」(人的保証の場合は本人印・連帯保証人実印・保証人実印、機関保証の場合は本人印による訂正印が必要) ②「保証制度」(連帯保証人欄は連帯保証人実印、保証人欄は保証人実印による訂正印が必要)

変更後の借用金額(予定・総額)の記入欄

借用金額訂正方法は【参考】「変更・訂正後の借用金額(予定)『署名欄』の訂正方法等について」を参照してください。

※変更後の借用金額は、増額後の月額を反映させた貸与期間中に貸与される総額を右つめで記入してください。希望する奨学金月額とは異なります。
※本願出による月額の増額に加え、貸与期間も延長となる場合は、貸与期間延長後の金額をご記入ください。
※第一種奨学金と併せて、給付奨学金(新制度)又は授業料等減免の支援を受けていることにより、第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている場合は、「変更後の借用金額」は記入不要です。
※本願出に記載された変更後の借用金額が予定する借用金額を上回っている場合は、貸与月額及び貸与終期から算出される借用金額を正しい金額として取扱います。

■ 月額変更 (「変更可能月額一覧表(第一種奨学金)」を参照して記入してください。)

本人現住所、生計維持者住所、変更内容、増額始期、従前の奨学金月額、変更する理由の記入欄

※1. 本願出にて第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている場合であっても、同一の支援区分で選択できる範囲内で貸与月額を増額することができます。
※2. 第一種奨学金の貸与月額が制限(併給調整)されている期間内に、通学形態を変更する場合は、給付様式2-1又は給付様式35を提出してください。
※3. 第一種奨学金と併せて第二種奨学金(入学時特別増額貸与奨学金を除く)の貸与を受けている場合は、借り過ぎにご注意ください。

■ 保証制度

※現在選択している保証制度にチェックしてください。機関保証加入者は、月額変更に伴い保証料月額が変更となります。
※「変更後の借用金額」欄が記入不要の場合は、「■保証制度」欄 連帯保証人および保証人の署名・押印及びそれぞれの印鑑登録証明書の提出は不要です。

連帯保証人、保証人の住所、氏名、電話番号、印鑑登録証明書の提出欄

\*機関届出の連帯保証人又は保証人が債務整理(破産等)中の場合は、本願出提出前に「連帯保証人・保証人等変更届」を提出してください。

■ 親権者又は未成年後見人(本人が未成年者の場合のみ記入)

上記の者が、現在貸与を受けている奨学金について本申請を行うことに同意します。

親権者又は未成年後見人の住所・氏名(自署)の記入欄

本人が未成年者の場合には、親権者がそれぞれの欄に自署してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親です。両親がいる場合は、必ず二名とも記入してください。いずれかがいない場合は一人が記入し、余白に一人の旨を記入してください。未成年後見人がある場合は、未成年後見人が自署してください。奨学金申込時の親権者又は未成年後見人から変更される場合は、余白にその旨を記入してください。

上記記載のとおり相違ないことを証明します。
(学校の証明) 20 年 月 日

学校名 國學院大學
関係課長(※) 学生部長 根岸 毅宏

※証明者は課長相当職以上の方としてください。

学校記入欄(記入)のチェック欄

電話番号(担当者名)、学校番号、区分の記入欄

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。